

議第34号

呉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
 呉市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市手数料条例の一部を改正する条例

呉市手数料条例（平成12年呉市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表第3（第2条関係） 保健所関係			別表第3（第2条関係） 保健所関係		
手数料を徴収する事務	手数料の額		手数料を徴収する事務	手数料の額	
	単位	金額		単位	金額
1～92 略			1～92 略		
93 毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の申請に対する審査（製剤製造業者等に係るものに限る。）	1件につき	27,200円	93 毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の申請に対する審査（ <u>製剤の製造（製剤の小分けを含む。）若しくは原体の小分けのみを行う製造業者又は製剤の輸入のみを行う輸入業者（以下「製剤製造業者等」という。）</u> に係るものに限る。）	1件につき	27,200円
94・95 略			94・95 略		
96 毒物又は劇物の販売業の登録票の書換え交付	1件につき	2,400円	96 毒物又は劇物の製造業若しくは輸入業（ <u>製剤製造業者等に係るものに限る。）</u> 又は販売業の登録票の書換え交付	1件につき	2,400円
97 毒物又は劇物の販売業の登録票の再交付	1件につき	4,000円	97 毒物又は劇物の製造業若しくは輸入業（ <u>製剤製造業者等に係るものに限る。）</u> 又は販売業の登録票の再交付	1件につき	4,000円
98～111 略			98～111 略		

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(提案理由)

毒物及び劇物の製造業又は輸入業の登録票の書換え交付及び再交付に係る事務の手数料を定めるため、この条例案を提出する。